

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 7 月 3 0 日
契 約 業 者 名	(株) 近代設計 東京支社
契 約 業 者 の 住 所	千代田区鍛冶町 1 - 9 - 1 6
業 務 の 名 称	R 6 東京国道管内構造物他点検業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、擁壁の状態を把握すると共に損傷及び変状を早期に発見し維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うとともに、東京国道管内の道路構造物等の健全性を確認するために管理手法を立案する。 1. 近接目視点検（二次点検） 2. 擁壁補修設計 3. 現地確認作業、現地確認とりまとめ、道路構造物管理手法立案 4. 改修図面等作成 5. 履行期間
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 1 1 月 1 9 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 1 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	8 4 , 0 9 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 7 , 9 4 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	9 2 , 0 3 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 近接目視点検（二次点検） 遠望目視点検（一次点検）の結果、損傷状況を確認できなかった擁壁のうち、第三者被害が懸念される擁壁については近接目視点検（二次点検）の必要があることから、近接目視点検の数量を変更する（増） 2. 擁壁補修設計 擁壁点検の結果、補修設計の必要な箇所が無かったことから、擁壁補修設計を削除する（減） 3. 現地確認作業、現地確認とりまとめ、道路構造物管理手法立案 近接目視点検（二次点検）の数量増に伴い、本業務における工期の確保や実施体制の再整備が難しくなるため、優先度の低い道路構造物の現地確認作業、現地確認とりまとめ、管理手法立案を本業務から削除し、本業務では白金バイクインのみ実施する（減）。 4. 改修図面等作成 道路構造物等の現地確認作業の結果、改修工事の必要な損傷がないため改修図面等作成を削除する（減）。 5. 履行期間 履行期間を 1 8 3 日間延長し、令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。